

3 県が実施する研修体系

(1) 法定研修

業務に従事するため、受講が義務付けられている研修。

※ 具体的な研修体系は別紙1のとおり

- ① 相談支援従事者研修
- ② サービス管理責任者等研修
- ③ 喀痰吸引等研修

(2) 一般研修

業務に従事するため、必要な知識や技術等を習得するための研修。(受講により報酬の加算請求が可能になるものもある。)

※ 具体的な研修体系は別紙2のとおり

- ① 障害福祉サービス等従事者基礎研修
- ② 熊本県障害者虐待防止・権利擁護研修
- ③ 指定障害福祉サービス事業者等集団指導
- ④ 工賃向上計画支援研修
- ⑤ 就労継続支援A型事業所運営支援研修
- ⑥ 同行援護従業者養成研修
- ⑦ 行動援護従業者養成研修
- ⑧ 強度行動障害支援者養成研修
- ⑨ 重度訪問介護従業者養成研修
- ⑩ 熊本県精神障がい者地域移行支援研修会

(3) 研修講師・ファシリテータ養成研修

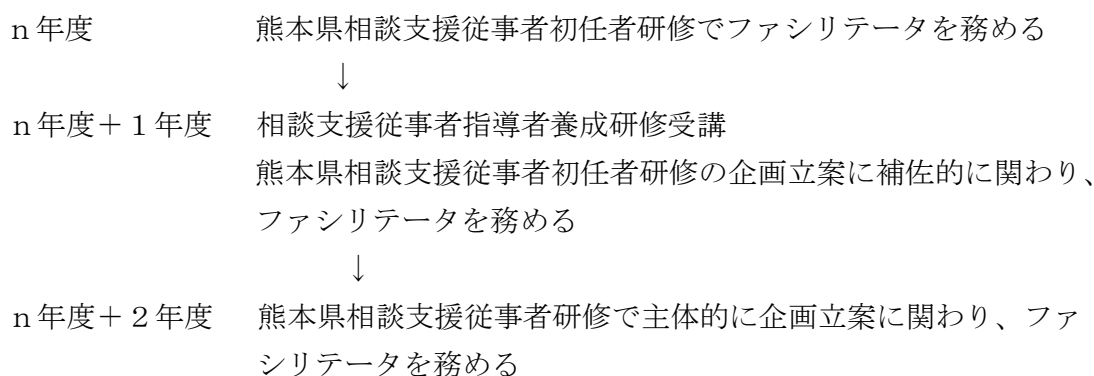
県研修を担う講師、ファシリテータ養成のための研修。

※ 具体的な研修体系は別紙3のとおり

① 相談支援従事者指導者養成研修

- ・ 例年5月～6月頃の3日間、所沢市で開催
- ・ 相談支援専門員3名（うち1名は前年度派遣者）派遣
- ・ 研修受講者は、派遣年度及び翌年度において、リーダー講師等として、相談支援従事者初任者研修の企画に従事
- ・ 相談支援従事者現任研修は企画部会委員を中心に企画立案を行う

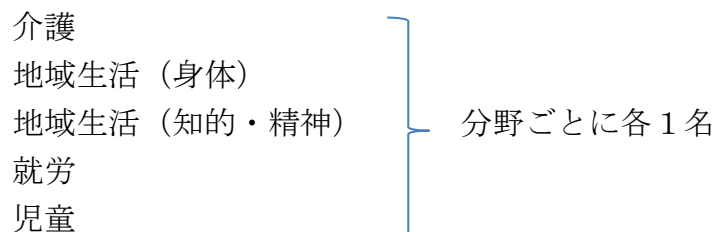
<リーダーファシリテータ養成のシステム>



※原則として、県研修に主体的に関わる期間は3年間とする

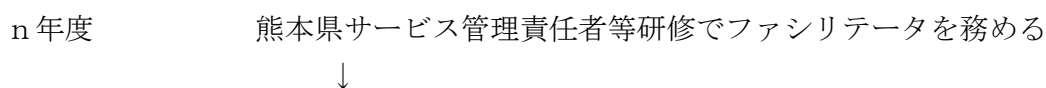
② サービス管理責任者等指導者養成研修

- ・ 例年9月～10月頃の3日間、所沢市で開催
- ・ サービス管理責任者（各分野）及び児童発達支援管理責任者を派遣



- ・ 派遣年度のリーダー講師として、研修企画に従事

<リーダーファシリテータ養成のシステム>



n年度+1年度 サービス管理責任者等指導者養成研修受講
リーダー講師として、熊本県サービス管理責任者等の企画立案
に関わる

↓

n年度+2年度 熊本県サービス管理責任者等研修でファシリテータを務める
※原則として、県研修に主体的に関わる期間は3年間とする。

③ 強度行動障害支援者養成研修指導者研修

- ・基礎研修・実践研修を所沢市で開催
- ・研修講師候補者を派遣

④ ファシリテータ養成研修（基礎編）

- ・相談支援従事者研修及びサービス管理責任者等研修のグループファシリテータを対象
- ・6月～7月頃に実施